主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は、原審が適法にした事実認定を非難しこれを前提として法令違背を主張するものであるから採用することができない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

 裁判長裁判官
 垂
 水
 克
 己

 裁判官
 河
 村
 又
 介

 裁判官
 小
 林
 俊
 三

裁判官島保は病気のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 垂 水 克 己